

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案 (概要)

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

I 改正の趣旨

我が国のデジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、デジタル臨時行政調査会において、令和4年6月に「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が、同年12月に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」が定められ、FD等の記憶媒体を指定する規制の見直し等がなされるよう、省令等の改正を行うこととされている。

これを踏まえて、勤労者財産形成促進法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部を改正するものである。

II 省令案の概要

（1）FD等の記憶媒体を指定する規定の見直し

FD等の記憶媒体を指定する手続について、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、「電磁的記録媒体」を用いることとする。

具体的には、①金融機関等は、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した勤労者に対し、毎年、定期的に、当該契約に係る預貯金の額等を電磁的記録媒体を交付する方法により提供できるものとし、②登録福利厚生会社に出資する利害関係人は、電磁的記録をもって作成された財務諸表等を電磁的記録媒体を交付する方法により提供することを請求できることとする。（施行規則第1条の2の3第1項第2号及び第24条の8第2項第4号口）

（2）施行期日等

令和5年9月下旬公布・施行